

二千二十二年の国際コーヒー協定の説明書

外務省

目次

一	概説	一
1	協定の成立経緯	一
2	協定締結の意義	一
3	協定の締結により我が国が負うこととなる義務	一
4	早期国会承認が求められる理由	二
二	協定の内容	二
1	目的(第一章)	二
2	定義(第二章)	二
3	加盟国による一般的約束(第三章)	二
4	加盟国及び賛助加盟員(第四章)	三
5	国際コーヒ―機関(第五章から第八章まで)	三
6	経済(第九章)	四
7	事業計画に係る機関の活動(第十章)	五
8	コーヒ―に関する民間部門(第十一章)	五
9	一般規定(第十二章)	五
10	持続可能な開発(第十三章)	六
11	協議、紛争及び苦情(第十四章)	六
12	最終規定(第十五章)	六
13	附属書 I	六

14	国際コーヒー理事会決議第四百七十七号	六
三	二千七年の協定との主要相違点	七
1	1 コーヒー産業の持続的な発展	七
2	2 組織の変更	七
3	3 票数及び分担金の額の決定方法の変更	七
四	4 協定の実施のための国内措置	七
(参 考)		八

一 概説

1 協定の成立経緯

世界のコーヒーの価格の安定及びコーヒーの供給と需要との間の均衡を図ることを目的として、昭和三十七年（千九百六十二年）に千九百六十二年の国際コーヒー協定が作成され、その後、千九百六十八年の国際コーヒー協定、千九百七十六年の国際コーヒー協定、千九百八十三年の国際コーヒー協定、千九百九十四年の国際コーヒー協定、二千一年の国際コーヒー協定及び二千七年の国際コーヒー協定（以下「二千七年の協定」という。）に順次引き継がれてきた。二千七年の協定は、その有効期間が令和六年（二千二十四年）二月一日までとなっているため、これに代わる新たな国際コーヒー協定として、令和四年（二千二十二年）六月九日に国際コーヒー理事会（以下「理事会」という。）の第百三十三回会合において、二千二十二年の国際コーヒー協定（以下「この協定」という。）が採択された。我が国は、令和五年（二千二十三年）二月八日に英国ロンドンにおいてこの協定に署名した。

2 協定締結の意義

この協定は、二千七年の協定に代わり、国際コーヒー機関（以下「機関」という。）の組織、コーヒーに関する情報の交換、持続可能なコーヒー産業の実現のための国際協力及び官民連携等について定めるものである。我が国がこの協定を締結することは、コーヒーの安定的輸入の確保に資すること、開発途上にあるコーヒー生産国の持続可能な開発を支援すること等の見地から有意義であると認められる。

3 協定の締結により我が国が負うこととなる義務

この協定の締結により我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、次のとおりである。

- (1) 機関の運営予算に係る分担金を支払うこと。
- (2) コーヒーの取引及び消費の増大に対する障害を漸進的に低減し、及び可能な限り最後には除去するための方法等を追求すること。
- (3) コーヒーとして商業的に再販売するため他の産物をコーヒーに混合し、又はコーヒーとともに加工し、若しくは使用することを要求するいかなる規則も維持しないこと。

(4) 可能な場合には、コーヒーに関連する必要な情報を提供すること。

4 早期国会承認が求められる理由

世界のコーヒー市場では、新興国におけるコーヒーの消費の拡大等により需給が逼迫^{ひっ}しており、この協定の下、生産国及び消費国の政府や民間部門等との連携をより緊密にすることで、我が国へのコーヒーの安定的輸入の確保を図ることが一層重要となっている。また、この協定の下での協力は、持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）の達成にも資するものである。我が国は、昭和三十七年（千九百六十二年）に千九百六十二年の国際コーヒー協定が作成されて以来、累次の国際コーヒー協定を締結してきているが、現行の二千七年の協定の有効期間は令和六年（二千二十四年）二月一日までとなっている。このような観点から、この協定を早期に締結することが望ましい。

二 協定の内容

この協定は、前文、本文五十五箇条、末文、一の附属書及び理事会決議第四百七十七号から成り、その概要は、次のとおりである。

1 目的（第一章）

この協定は、コーヒーに関する問題について国際協力を促進すること、加盟国及びコーヒーのバリューチェーンにおける利害関係者による関与を促進すること、持続可能なコーヒー産業を発展させるよう加盟国を奨励すること等により、コーヒー産業の全ての参加者のため、世界のコーヒー産業を強化し、かつ、その持続的な発展を促進することを目的とすることを規定している（第一条）。

2 定義（第二章）

この協定上の用語（「コーヒー」、「コーヒー年度」、「寄託者」等）について定義している。また、寄託者に係る理事会の決定がこの協定の不可分の一部を成すことを規定している。（第二条）

3 加盟国による一般的約束（第三章）

加盟国は、この協定に基づく義務の履行を可能とするために必要な措置をとること等を約束すること、加盟輸出国は、原産地証明書が適切に発行されることを確保する責任を負うこと、加盟輸入国は、再輸出に関する定期的かつ正確な情報を提供することを約束すること等を規定している（第三条）。

4 加盟国及び賛助加盟員（第四章）

- (1) 締約国政府は、機関の単一の加盟国となること等を規定している（第四条）。
- (2) 民間部門又は市民社会の主体は、理事会の決定により、賛助加盟員となるための審査を受ける資格を有すること、理事会は、賛助加盟員としての地位に係る申請を受理し、又は拒否すること及び賛助加盟員の支払う年次分担金の額の表を作成すること、機関は、賛助加盟員の専門的な助言を利用する機会を有すること等を規定している（第六条）。

5 国際コーヒー機関（第五章から第八章まで）

- (1) 千九百六十二年の国際コーヒー協定に基づいて設立された機関は、この協定を運用し、かつ、この協定の実施を監視するため、存続すること、機関の最高機関は、理事会とすること等を規定している（第七条）。
- (2) 機関は、法人格を有すること等を規定している（第八条）。
- (3) 理事会は、機関の全ての加盟国で構成すること、この協定によって明示的に与えられる全ての権限は、理事会に属すること等を規定している（第九条及び第十条）。
- (4) 各加盟国は、五の基本票に加えて、各加盟国のコーヒーの輸出又は輸入の数量及び価額に比例して配分される票を有すること等を規定している（第十三条）。
- (5) 理事会は、全ての決定及び勧告をコンセンサス方式によって行うよう努めること、コンセンサスに達することができない場合には、出席し、かつ、投票する加盟輸出国及び加盟輸入国の投ずる票のそれぞれ七十パーセント以上の多数票による議決で、決定及び勧告を行うこと等を規定している（第十五条）。
- (6) 理事会は、事務局長を任命すること、事務局長は、機関の首席の管理職員であるものとし、この協定の運用に関して自己に属する任務の遂行について責任を負うこと等を規定している（第十八条）。
- (7) 財政及び運営に関する委員会を設置すること、同委員会は、機関の運営予算の作成の監督その他理事会が委任する任務の遂行について責任を負うこと等を規定している（第十九条）。
- (8) この協定の運用に要する費用は、加盟国の年次分担金等をもって支弁すること、理事会は、各会計年度の機関の運営予算を承認

し、当該運営予算に係る各加盟国の分担金の額を決定すること、機関の運営予算に係る分担金の支払の義務は、当該会計年度の初日に生ずること等を規定している（第二十条から第二十二条まで）。

6 経済（第九章）

- (1) コーヒー産業に関する消費振興及び市場動向等に関連する事項について責任を負う経済に関する委員会を設置すること等を規定している（第二十五条）。
- (2) 加盟国は、コーヒーの取引及び消費の増大を妨げるおそれのある障害を漸進的に低減し、及び可能な限り最後には除去するための方法等を追及することを約束すること等を規定している（第二十六条）。
- (3) 加盟国は、コーヒーの消費を促進し、製品の品質を向上させ、及びコーヒーの市場を発展させるための取組が加盟輸出国及び加盟輸入国の双方にもたらす利益を認識すること等を規定している（第二十七条）。
- (4) 加盟国は、他の加盟国のコーヒー産業を崩壊させるおそれのある措置をとることを避けるべきであること等を規定している（第二十八条）。
- (5) 加盟国は、コーヒーとして再販売するため他の産物を、コーヒーに混合し、又はコーヒーとともに加工し、若しくは使用することを要求するいかなる規則も維持してはならないこと、基本的原料として含有されるコーヒーの生コーヒー相当重量が全重量の九十五パーセント未満であるような製品（コーヒーミックスを除く。）をコーヒーの名称によって販売し、及び宣伝することを禁止するよう努めること等を規定している（第二十九条）。
- (6) 機関は、世界におけるコーヒーの生産等に関する統計上の情報及びコーヒーの栽培等に関する情報の収集、交換及び公表のためのセンターとして活動すること、理事会は、その運営のために必要と認める情報を提供するように加盟国に要求することができること、加盟国は、可能な範囲内で、要求された情報をできる限り詳細、適時及び正確に提供すること等を規定している（第三十条）。
- (7) 機関は、コーヒーの国際貿易に関する統計の収集を促進するため及び各加盟輸出国により輸出されたコーヒーの量を把握するため、原産地証明書制度を定めること等を規定している（第三十一条）。

- (8) 機関は、コーヒー産業に関連する分野に関する研究及び調査の企画立案並びに技術的な報告等の作成を促進すること等を規定している（第三十二条）。
- 7 事業計画に係る機関の活動（第十章）
加盟国及び事務局長は、経済に関する委員会を通じて、理事会に対して事業計画に関する提案を提出することができること等を規定している（第三十三条）。
- 8 コーヒーに関する民間部門（第十一章）
 - (1) 全ての賛助加盟員で構成する賛助加盟員会は、諮問機関として、理事会の要請に応じて勧告を行うことができること、賛助加盟員の議長及び副議長は、理事会により理事会の会合に参加するよう招請されるものとし、当該会合において発言する権利を有すること等を規定している（第三十四条）。
 - (2) コーヒー官民作業部会は、官民パートナーシップの仕組みであって、コーヒー産業の長期的な持続可能性に係る問題等に対処するための行動を特定し、及び実施することを目的とするものであり、理事会が指名する代表及び民間部門の代表（それぞれ同数）で構成されること、市民社会及び国際機関の代表は、理事会が定める条件の下でコーヒー官民作業部会に参加することができることを規定している（第三十五条）。
 - (3) 理事会及びその補助機関は、適当な場合には、賛助加盟員及び国際機関が専門的な分析を直接提供することができるようにすること等を規定している（第三十六条）。
 - (4) 理事会は、加盟輸出国、加盟輸入国、民間部門の代表その他関心を有する参加者で構成する世界コーヒー会議を適当な間隔で開催するための措置をとること等を規定している（第三十七条）。
 - (5) 経済に関する委員会は、コーヒー生産地域における中小規模の生産者等のニーズに特に重点を置いて、コーヒー産業における金融及びリスク管理の仕組みに関連する課題に関する協議を促進することを規定している（第三十八条）。
- 9 一般規定（第十二章）
理事会は、新たな国際コーヒー協定について交渉することの可能性を検討することができること等を規定している（第三十九

条)。

10 持続可能な開発(第十三章)

(1) 加盟国は、経済、社会及び環境の側面における持続可能な開発に関する原則及び目的に留意して、コーヒー資源及びその加工の持続可能な管理に妥当な優先順位を与えること等を規定している(第四十条)。

(2) 加盟国は、コーヒー産業に従事する人々の生活水準及び労働条件を向上させることに考慮を払うこと等を規定している(第四十一条)。

11 協議、紛争及び苦情(第十四章)

加盟国が行うことのある申立てに関する協議並びにこの協定の解釈又は適用に関する紛争及び苦情に係る手続について規定している(第四十二条及び第四十三条)。

12 最終規定(第十五章)

(1) この協定の署名、締結、暫定的適用、効力発生、加入、留保、脱退、除名、有効期間、終了、改正、正文等について規定している(第四十四条から第五十五条まで)。

(2) この協定は、令和四年(二千二十二年)六月六日現在の票の配分において、加盟輸出国の総票数の三分の二以上を有する署名政府及び加盟輸入国の総票数の三分の二以上を有する署名政府が、批准書、受諾書又は承認書を寄託した時に確定的に効力を生ずること等を規定している(第四十六条)。

(3) この協定は、理事会がこの協定を終了させるまで効力を有すること等を規定している(第五十二条)。

13 附属書 I

二千七年の協定に定める煎りコーヒー、カフェイン抜きコーヒー、液状コーヒー及び可溶性コーヒーの生コーヒー相当重量を得るための換算係数について規定している。

14 国際コーヒー理事会決議第四百七十七号

機関をこの協定の寄託者に指定すること、機関の事務局長に対し、この協定の原本等を保管し、並びにこの協定の原本の認証謄本

を作成し、及び送付するよう要請すること等について規定している。

三 二千七年の協定との主要相違点

1 コーヒー産業の持続的な発展

この協定が貢献すべき開発目標の一つとしてSDGsが特記され、また、コーヒー生産者（特に小規模コーヒー生産者）の繁栄を目的とした支援について新たに規定されるなど、コーヒー産業を持続的に発展させることに重点が置かれた（前文、第一条及び第四十条）。

2 組織の変更

二千七年の協定において理事会の下に設置されていた消費振興及び市場動向に関する委員会及び事業計画に関する委員会が廃止され、新たに経済に関する委員会が設置された。また、補助機関である民間部門諮問委員会及びコーヒー産業における金融に関する協議のフォーラムが廃止され、新たに賛助加盟委員会及びコーヒー官民作業部会が設置された。（第六条、第七条、第二十五条、第三十条及び第三十五条）

3 票数及び分担金の額の決定方法の変更

各加盟国が有する票数について、各加盟国のコーヒーの輸出又は輸入の数量に基づいて決定する方式から、輸出又は輸入の数量及び価額に基づいて決定する方式に変更された。また、各加盟国が支払う分担金の額について、各加盟国が有する票数に比例させる方式から、各加盟国のコーヒーの貿易の数量及び価額に基づいて決定する方式に変更された。（第十三条及び第二十一条）

四 協定の実施のための国内措置

この協定を実施するため我が国において必要となる措置は、次のとおりである。

(1) この協定の実施のためには、新たな立法措置を必要としない。

(2) この協定の実施のため、機関の運営予算に係る分担金を支払うための予算措置を必要とする。

(参考)

- 1 採択 令和四年(二千二十二年)六月九日 ロンドンにおいて採択
- 2 効力発生 令和五年(二千二十三年)二月八日現在 未発効(加盟輸出国の総票数(千票)の三分の二以上を有する署名政府及び加盟輸入国の総票数(千票)の三分の二以上を有する署名政府が、批准書、受諾書又は承認書を寄託した時に確定的に効力を生ずる。
また、この協定が令和五年(二千二十三年)七月三十一日までに確定的に効力を生じなかった場合において、加盟輸出国の総票数の三分の二以上を有する署名政府及び加盟輸入国の総票数の三分の二以上を有する署名政府が、批准書、受諾書若しくは承認書を寄託し、又はこの協定を暫定的に適用する旨を寄託者に通告したときは、同日又はその後の十二箇月以内のいずれかの日に暫定的に効力を生ずる。)
- 3 署名国 令和五年(二千二十三年)二月八日現在 九箇国
ブラジル、コロンビア(*)、コスタリカ、日本国、ニカラグア、パナマ(*)、ペルー、トーゴ、ベネズエラ
(*) 寄託者にて最終確認中)
- 4 締約国 令和五年(二千二十三年)二月八日現在 なし